

し債権者は支拂猶豫の承諾を爲すべきや否やの議決を爲すものとす  
**第六十二條** 裁判所は承諾を得たる支拂猶豫の認否に付  
 き主任判事の演述を聽きて決定を爲す此決定に對しては  
 即時抗告を爲すことを得  
 支拂猶豫は申立に因りて前數條の手續に従ひ一回に限  
 之を延長することを得然れども其期間は一箇年を超ゆる  
 ことを得ず

(註)前條の規定に依り債権者集會に於て支拂猶豫を爲すべき旨の議決ありた  
 るときは次に裁判所の認可を受けざるべからず而して裁判所が之に對して  
 認可を爲すに當たりては債権者集會に出席したる主任判事の演述を聽きて  
 決定を下すべきものとす此の決定に對しては即時抗告を爲すことを得るも  
 のとす

支拂猶豫の延長は之を許さざるに非ずと雖も幾回となく之を許すは支拂猶  
 豫の制度を設けたる精神に背き従て債権者並に公益を害するに至るべきな  
 り以て本條は唯だ一回に限り其延長を許すと共に其期間は二年を超ゆること

を得ざるものと爲したり

**第六十三條** 債務者有効なる支拂猶豫を得たるときは猶  
 豫期間中其以前に取結ひたる商取引より生ずる債權の爲  
 めに強制執行及び破産宣告を受くること無し但猶豫契約  
 の履行及び業務の施行に關しては主任判事の監督を受く  
 債務者の保證人及び共同義務者の義務は右猶豫の爲めに  
 變更すること無し

(註)本條本文は支拂猶豫の効果を規定したるものにして素より當然なり蓋し  
 支拂猶豫を承諾したる債権者に對しては未だ辨濟期限の到來せざるに同一  
 なり従て強制執行及び破産宣告を受くることなきは勿論なり然れども支拂  
 猶豫後に生ずたる商事上一切の債權並に民事上の債權の爲めには強制執行  
 又は破産宣告を受くることあるべきは是亦勿論なりとす  
 但書の規定は支拂猶豫契約の履行は最も確實ならざるべからず且業務執行  
 の如何は債権者の利害に影響を及ぼすのみならず延びて商業社會一般の信  
 用に關すべき者なるを以て主任判事の監督を受くべきものと爲したる所以

なり

第六十四條 支拂猶豫の承諾を得ず若くは裁判所之れを棄却したるとき又は後日に至り債務者の詐欺若くは不正の爲め若くは法律上の條件の缺くるか爲め之れを廢止したるとき又は債務者に於て其猶豫契約を履行せざるるとき又は其猶豫期間中債務者の財産に付き他の債權者より強制執行を爲すときは直ちに債務者に對して破産手續を開始す此場合に於ては支拂猶豫申立の日附を以て支拂停止の日を定む

(註)本條は支拂猶豫が成立せず又は一旦成立したる後其効力を失ひ従て破産手續の開始せらるべき場合を列擧したるものなり而して此場合には支拂猶豫申立の日附を以て支拂停止の日と定むべきものとせり

### 破産法終

### 供託法

#### 總說

供託法とは物の供託に關する法律にして供託とは債務者其他の者が債權者其他の者に辨濟其他の事由に因り物を引渡さんとするに方り債權者其他の者が故なく其物の受取を拒むるとき又は其者が不在なるとき若くは其者の何人たるやを知る能はざるるとき等に於て之を保管すべき公の場所に交付して其保管を爲さしむるものにして債務者其他の者は之に因りて引渡義務の不履行、付遲滯等の責を免れ其物の毀損滅失あるも此が責を負はずして可なるに至り大に必要の行爲に屬す若し夫れ供託の効力及び供託を爲すべき場合等は民法、商法等に於て之を定めあり本法は單に供託を爲すべき場所、之を爲す手續及び之を爲すに付ての要件等を定めしものに過ぎざるなり但本法は民法と商法との二法に跨る附屬法にして民事と商事とに論なく適用するものとす民、第四百九十四條乃至第四百九十八條參照

第一條 法令の規定に依りて供託する金錢及び有價證券は

金庫に於て之を保管す

〔註〕「法令」とは民法、商法其他總ての法令を云ひ凡そ法令の規定に依りて爲す供託は其の如何なる法令たるに論なく皆本條否を總て本法に依りて之を爲すべく而して供託の目的が金錢又は有價證券たるは其他の物たるに因りて之を區別し其他の物たるときは第五條の規定に依るべく其の金錢又は有價證券たるときは本條に依りて之を金庫に供託して保管せしむべし「有價證券」とは公債、府縣債、市債等の證書、株券、社債券、貨物引換證、船荷證券及び手形等を云ひ「金庫」とは公の金庫即ち中央金庫及び府縣金庫を云ふ

第二條 金庫に供託を爲さんと欲する者は大藏大臣が定めたる書式に依りて供託書を作り供託物に添へて之を差出たすことを要す

〔註〕前條に依り金錢又は有價證券の供託を爲すには正式の供託書と其供託すべき金錢又は證券とを其地の金庫に差出たすべし而して其供託書は大藏大臣其書式を定むるものにして大藏省令の所定に依りて之を作るに非ざれば其

〔効なし〕明治三十二年大藏省令第六號

第三條 金庫は金錢の供託を受けたる翌月より拂渡請求の

前月まで大藏大臣が定めたる利息を拂ふことを要す

〔註〕本條は金庫が金錢の供託を受けたる場合に限り大藏省令の定めたる利率に依りて利息を拂ふことを規定せるものにして一體瞭然たるべし但此利息は其供託物を受取るべき者が併せて之を受取るものにして供託者が受取るべきものに非ず

第四條 金庫は供託物を受取るべき者の請求に因り供託の目的たる有價證券の償還金、利息又は配當金を受取り供託物に代へ又は其従として之を保管す但保證金に代へて有價證券を供託したる場合に於ては供託者は其利息又は配當金の拂渡を請求することを得

〔註〕供託物が有價證券なるときは其供託中に其證券に付き償還金、利息又は配當金を受取るべきことあり例へば公債證書なるときは其利息の付付又は

元本の償却あることあり文株券なるときは其利息若くは利益の配當又は會社の解散に因り株金の拂戻あることあり此等の場合には供託物を受取るべき者より豫め金庫に請求すれば金庫は其者の爲め其償還金を受取りて供託物に代へ之を保管し又は其利息若くは配當金を受取りて供託物の従として之を保管すべきものとす

然るに保證金として金銭を供託すべき場合に其金銭に代へて有價證券を供託したるときは其利息又は配當金は前述の如く供託物を受取るべき者の有に歸せずして供託者の有に歸すべきものなれば供託者の其利息又は配當金の拂渡を請求し得るなり

第五條 司法大臣は法令の規定に依りて供託する金銭又は有價證券に非ざる物品を保管すべき倉庫營業者を指定することを得

倉庫營業者は其營業の部類に屬する物にして其保管し得べき數量に限り之を保管する義務を負ふ  
(註)供託物の金銭又は有價證券なるときは供託の場所は以上の如く金庫なる

も金銭又は有價證券以外の物品即ち商品其他の動産なるときは金庫に保管すべきに非ざるを以て適當なる公の場所なく乃ち倉庫營業者をして其倉庫に之を保管せしむるときは多數の營業者中より司法大臣が適當と認むる者を指定するものとす但是れ司法大臣が此の如く爲し得るに止まり他に適當なる公の場所あらば其場所に於てする固より可なり商、第三百五十七條以下参照  
又此指定を受けし倉庫營業者は之に應じて保管を爲す義務あり雖も無限に之を爲すは其排え得べき所に非ざれば其供託物の種類が自己の營業の部類に屬し且其供託物の數量が自己の金庫に於て保管し得べき程度に止まるべきに限りて此義務を負ふのみ

第六條 倉庫營業者に供託を爲さんと欲する者は司法大臣が定めたる書式に依りて供託書を作り供託物に添へて之を交付することを要す

(註)本條は前の第二條と異同一にして別に説明を要するもの無し  
第七條 倉庫營業者は供託物を受取るべき者に對し一般に同種の物に付て請求する保管料を請求することを得

(註)倉庫營業者は司法大臣の指定あれば供託物を受けて保管するの義務あるも是れ唯だ保管を拒むるを得ざるに止まり其保管の報酬は固より之を請求するの權利なきを得ず而して之を請求する相手方即ち保管料を拂ふべき者は供託者に非ずして供託物を受取るべき者たり是れ民法上供託の原理より來る自然の結果にして供託は他人(供託者)の爲せし所なるも其供託を爲すに至らしめしは供託物を受取るべき者の責任なるを以て乃ち其保管料を拂ふの義務を免れざるなり

第八條 供託物は供託者が指定したる者又は法令若しくは裁判に依りて定まりたるものに之を還付す

供託者は民法第四百九十六條の規定に依れること、供託が錯誤に出でしこと又は其原因が消滅したることを證明するに非されは供託物を取戻すことを得ず

(註)本條以下は供託物の金錢又は有價證券たるも其他の物品たることを問はずして適用すべきものに係り隨て本條の「之を還付す」とは供託物を保管せる金庫又は倉庫營業者が還付することを云ふ而して供託物は之を受取るべき者に還付すべきものなるが供託物を受取るべき者は供託者が指定したる者を通例とし其他法令若しくは裁判に依りて之を受取るべき者と定まりたる者とす

供託物は此の如く之を受取るべき者に還付すべきに止まり其他の人には何人にも之を交付するを得ず隨て供託者自身と雖も一旦供託せる以上は之を取戻すことを得ざるを原則とし唯だ第二項の場合のみ特に取戻を得而して其場合は(一)民法第四百九十六條即ち債權者が供託を受諾せず又は供託を有効と宣告したる判決が確定せざること(二)供託が錯誤即ち間違に出でしこと(三)供託の原因が消滅したることの三中其一の證明を爲したる場合にして此場合のみ取戻を得るなり

第九條 供託者が供託物を受取る權利を有せざる者を指定したるときは其供託は無効とす

(註)供託者が其供託に付き供託物を受取るべき者として或人を指定したるに其人が之を受取る權利を有せざる者なりしときは是れ殆んど受取人なき供託たるを以て之が無効とせざるを得ず

第十條 供託物を受取るべき者か反對給付を爲すべき場合に於ては供託所に其給付を爲し又は供託者の書面若くは裁判に依り其給付ありたることを證明するに非ざれば供託物を受取ることを得ず

(註)本條は民法第四百九十八條の註脚と云ふも妨なく殆ど該條の規定を詳述せしに過ぎず例へば甲が物を乙に賣り其代金を引換に物を給付すべき場合に甲が其物を供託したるときは乙は供託所より其物を受取るに付き反對給付即ち甲に對する給付として其代金を甲に渡さざるを得ず之を渡さしれば其物を受取るを得ず故に其代金を供託所に給付するか又は甲の受取書若くは甲が之を受取りたる旨の裁判言渡書を供託所に示して既に之を甲に渡せしことを證明し以て其物を受取ることを得べきのみ

附則

第十一條 本法は明治三十二年四月一日より之を施行す

(註)本條は本法施行の時期を定めしものとみ別に説明を要せざるべし

第十二條 本法施行前に供託したる金銭には其施行の月より拂渡請求の前月まで第三條の利息を附することを要す

(註)舊供託規則に依れば拂込の日より六十日を過くるときは始めて利息を附する規定にして且其利息は通常預金の利率に依るものなりしが本法施行前即ち明治三十二年四月以前に右舊法の下に供託したる金銭と雖も本法施行の月即ち右四月よりは其六十日を過くること否かを問はず利息を附し且其利息は第三條に依り大藏大臣の定むる所の利率を以てすべし

第十三條 第四條、第八條及び第十條の規定は本法施行前に供託したる物にも亦之を適用す

(註)本條は前條の外に本法中の諸條にして本法施行前の供託に適用すべきものを定めしに過ぎず

第十四條 明治二十三年勅令第四百四十五條供託規則は本法施行の日より之を廢止す

(註)本條は本法制定の結果として舊法たる供託規則を廢止することを明示せしものにして固より當然の事項とす

# 供託法終

明治

十二年五月三十一日印刷

同

年六月三十日發行

同

年八月二十日再版

同

三十四年四月二十五日三版



著者 齋藤孝治  
發行者 東京市神田區維子町三拾三番地 山本鏡藏  
印刷所 東京市神田區淡路町一丁目一番地 澤村則長  
同市同區維子町三十二番地 成章堂印刷部

(新商法要義奧附)  
正價金七拾錢

發行所

東京市神田區維子町三十三番地  
(特)電話本局一四八番

岡崎屋書店

青埋式三類

發行所 實業印刷書店

印刷製書部

東京市神田區

中西屋書店

同

青野友三郎

同

丸善株式會社

同

誠洋堂

同

神田區

同

目録

同

敬三

同

服部

同

上田

同

河野

同

東田

同

河野

同

有斐

同

河野

同

金刺

同

河野

同

修學

同

河野

同

日本橋區

同

河野

同

大塚

同

河野

同

平林

同

河野

同

小島

同

河野

同

林平次

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野

同

同

同

河野





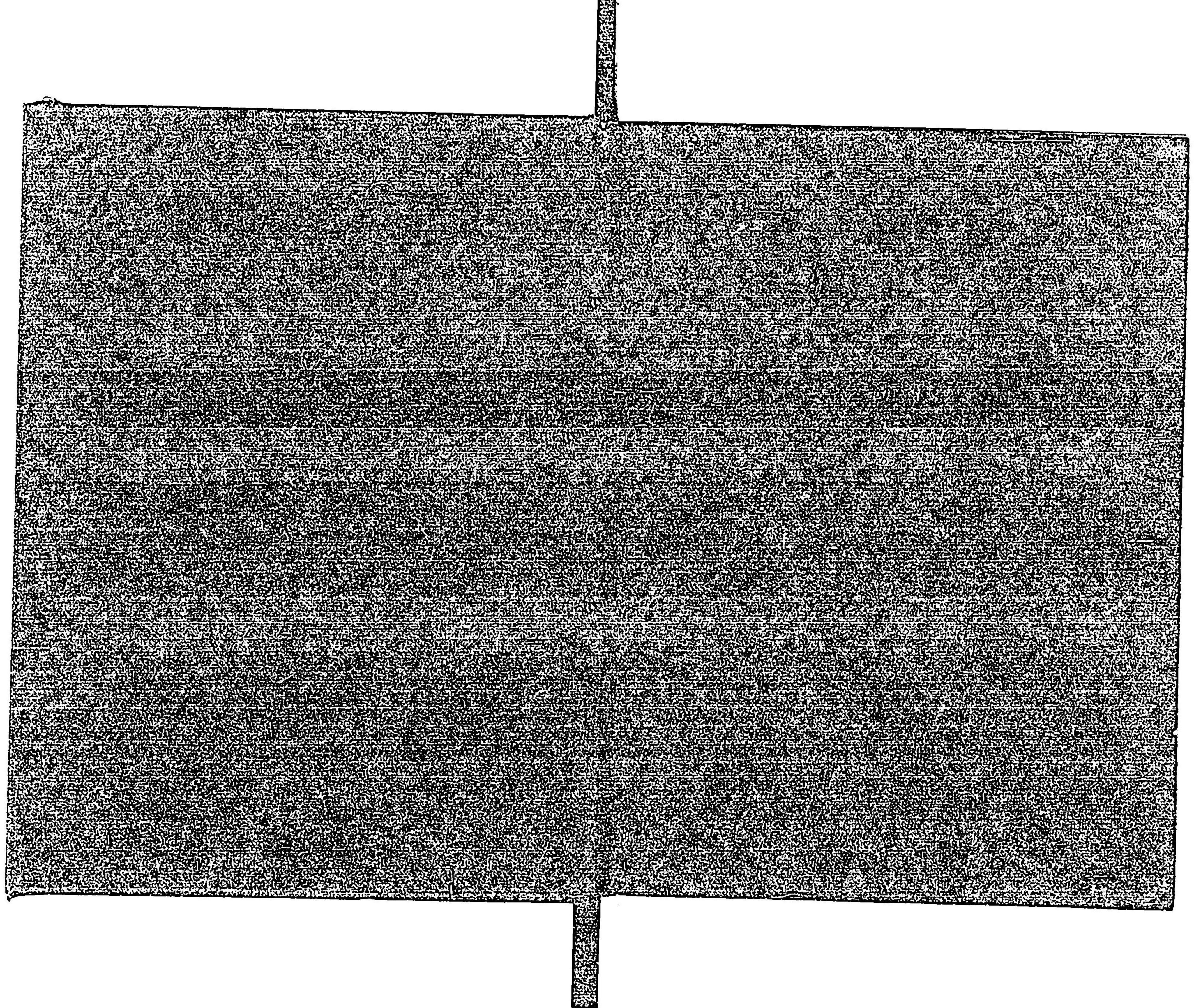


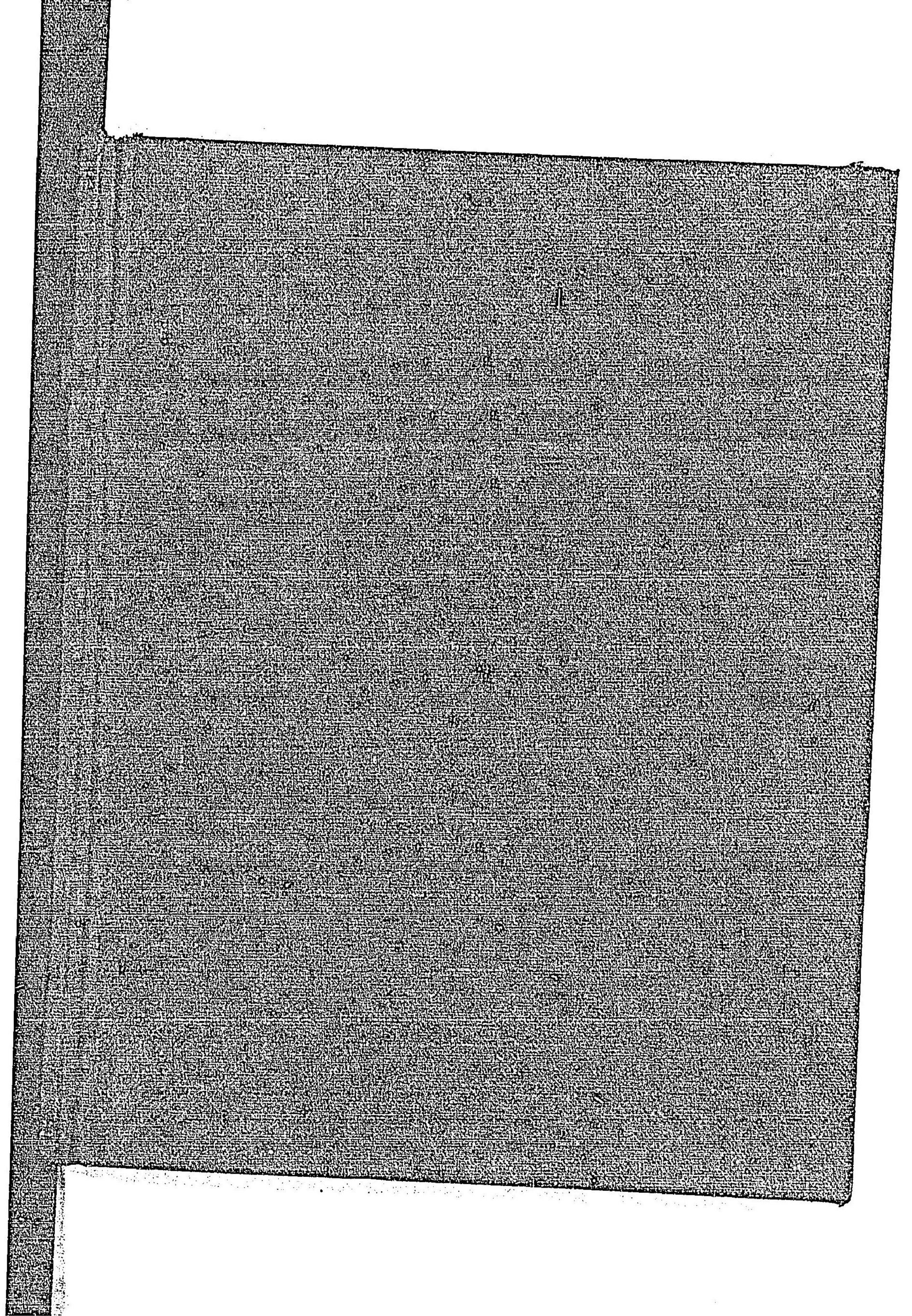
洞 泉 市  
 御 府 市  
 長 野 市  
 松 本 市  
 信 州 土 鐵 訪  
 信 州 小 諸  
 長 岡 市  
 越 後 水 原  
 新 潟 市  
 高 田 市  
 同  
 富 山 市  
 同  
 同  
 高 岡 市  
 金 澤 市  
 同

換 乎 堂  
 柳 正 堂  
 西 澤 喜 太 郎  
 水 琴 堂  
 宮 坂 文 弘 堂  
 小 山 廣 文 堂  
 目 黒 書 店  
 西 村 藤 六 平  
 北 光 書 社  
 室 直 書 店  
 高 橋 書 店  
 中 田 書 店  
 大 橋 甚 吉  
 小 林 書 店  
 學 海 堂  
 宇 津 宮 書 店  
 横 川 書 店

同 泉 市  
 福 井 市  
 同 泉 市  
 會 津 市  
 青 森 市  
 羽 後 壇 田  
 仙 臺 市  
 同 泉 市  
 同 泉 市  
 同  
 水 戸 市  
 千 葉 縣 千 葉 町  
 同  
 同  
 武 州 加 須 町  
 武 州 鴻 の 巢 町  
 京 濱 市

近 田 丈 吉  
 品 川 書 店  
 日 新 館 書 店  
 田 中 善 平  
 余 泉 書 店  
 東 海 林 書 店  
 佐 藤 養 治  
 高 藤 書 店  
 藤 崎 書 店  
 有 千 關  
 川 又 銀 藏  
 多 田 屋 書 店  
 立 齋 書 舍  
 長 谷 川 書 店  
 松 田 柏 堂  
 長 島 書 店  
 外 全 國 各 書 店





035268-000-3

325-Sa253s

新商法要義

齋藤 孝治/著

M34

BB0-0437



齊藤孝治著

訓  
新  
蘭  
法  
要  
義

東京  
岡崎屋書店

